

十勝地域における入退院時の連携ルール変更箇所

ページ数	現 行	改訂後
表紙	北海道帯広保健所	十勝保健医療福祉圏域地域連携推進会議在宅医療専門部会「十勝地域における入退院時の連携ルール」検討ワーキング
1	2.運用機関（者） （3）管内の介護保険サービス事業所の介護支援専門員	2.運用機関（者） （3）管内の介護保険サービス事業所・介護保険施設の介護支援専門員
2	健康保険証に介護支援専門員の名刺をつけておく	介護保険証に介護支援専門員の事業所名を記載しておく ※電話番号も記載されていると連絡時に便利です
	入院したときには介護支援専門員に連絡すること等を本人・家族に依頼しておく	入院したときには介護支援専門員に連絡すること等を本人・家族に依頼しておく 【追加】※必要時p14～15【様式2】をご活用ください。
	本人・家族に担当の介護支援専門員を聞いてもわからない場合には、健康保険証に担当介護支援専門員の名刺が入っていないか確認する	本人・家族に担当の介護支援専門員を聞いてもわからない場合には、介護保険証を確認する
	入院を把握した場合には、なるべく早く遅くても入院日から7日以内に自宅での状況について病院へ情報提供を行う	入院を把握した場合には、なるべく早く自宅での状況について病院へ情報提供を行う 「遅くても7日以内」を削除し、「なるべく早く情報提供する」に変更する。 介護報酬について記載[追加]
	複数の介護保険サービスを利用している場合には、必要に応じて、p18「様式3」を添付する。	必要に応じて、ケアプラン（第1～第3表）を添付し、情報提供する。
6～9	各病院の入院・退院連絡方法	レイアウト変更・郵便番号追加・各病院の変更照会結果の反映
11		ルールには、転院先病院担当者も入院前の情報が必要であることを記載する
12	各市町村の担当部署の窓口	各市町村の変更照会結果の反映
14～15	日頃からケアマネに伝えておくこととしている	様式の追加【様式2】 使用する際のポイントを掲載
16～17		情報提供の参考様式として掲載するものは、厚労省の様式とする
18	改正前の国の示している様式	改正後に直す【様式4】
19		帯広市マップ差し替え
21		各市町村の変更照会結果の反映
22～24		取組経過、ワーキングメンバー、在宅医療専門部会委員名簿の掲載
全体	上記内容変更に伴うページ番号、資料番号の変更	